

# 公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

令和2年1月22日

支出負担行為担当官  
岐阜地方法務局長 岩本尚文

岐阜地方法務局においては、不動産登記法第14条第1項に定める地図（以下「14条地図」という。）の作成作業に当たり、14条地図を作成する際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募します。

## 記

### 1 公募に付す事項

- (1) 契約名 令和2年度岐阜地方法務局不動産登記法第14条第1項地図作成作業現地事務所賃貸借契約
- (2) 事務所開設場所 岐阜市金華地区（北部）内又はその隣接地域  
ただし、詳細は募集要項による。
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和2年12月28日までとする。  
ただし、詳細は募集要項による。
- (4) 事務所仕様 募集要項による。

### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は岐阜県知事による宅地建物取引業の免許を受けている者であること。
- (3) 契約の相手方として不適當でなく、契約の相手方として不適當な行為をしない者であること。  
なお、契約の相手方として不適當な者及び不適當な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。  
ア 契約の相手方として不適當な者
  - ㊦ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所〔常時契約を締結する事務所をいう。〕の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - ㊧ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ㊨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - ㊩ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当

に利用するなどしているとき。

㊸ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

㊸ 暴力的な要求行為を行う者

㊸ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

㊸ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

㊸ 偽計又は威力を用いて契約担当官等との業務を妨害する行為を行う者

㊸ その他前各号に準ずる行為を行う者

(4) 岐阜地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店、支店、営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

(6) 募集要項の交付を受け、後記4に定める期間内に参加資格申込書等を提出できる者であること。

### 3 募集要項の交付に関する事項

(1) 交付期間

公告の日から令和2年2月4日（火）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、8時30分から17時15分までの間

(2) 交付場所及び問合せ先

〒500-8729 岐阜市金竜町五丁目13番地 岐阜合同庁舎2階  
岐阜地方法務局会計課施設係（担当：土方，若山）  
電話 058-245-3244

### 4 公募参加申請に関する事項

(1) 申請期間

公告の日から令和2年2月5日（水）までの休日を除く毎日、8時30分から17時15分までの間

(2) 申請場所

前記3(2)に同じ

(3) 申請方法

申請書及び募集要項に示す書類を、申請場所に持参又は郵送（提出期限内必着。書留郵便等に限る。）すること。

### 5 契約の相手方の決定に関する事項

募集要項による。

### 6 契約書作成の要否

要

### 7 その他

詳細については、募集要項による。

以上